

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。

しかしながら、政府は昭和 60 年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、旅費、教材費及び共済費等が適用除外とされ、一般財源化が図られてきました。さらに平成 16 年度においては退職手当や児童手当の見直しも行われました。

今、政府は、地方分権を推進するために「三位一体」改革を進めています。この改革論議の中で、義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点となっており、今年秋の中央教育審議会の答申を受け、2006 年度において恒久的措置を講ずるとの覚書も交わされています。

もし、義務教育費国庫負担制度が廃止されるようなことになれば、税源の偏在性の問題などから負担金に見合う財源確保がなされず、島嶼県である本県においては必要な教員数を確保することが困難になり、地域間の不均衡や教育水準の低下を生じさせるおそれがあります。また、地方財政の圧迫により、学校事務職員や栄養職員が配置されない学校が増えることも当然懸念されます。

義務教育は、子どもたちひとり一人のセーフティネットです。義務教育費国庫負担金は、地方財政法に定められているように、国と地方が密接な関連を持ち、共同責任を負うという趣旨から、国が義務的に支出する経費であり、地方分権の推進を阻害するものではありません。義務教育費国庫負担制度は義務教育を円滑に推進するための基盤であり、必要不可欠な制度です。

よって、国家存立の中核をなす教育の重要性に鑑み、政府におかれましては、豊かな教育を実現するため、現行の義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持されると共に、予算の一層の充実を図るよう、下記事項について強く要請します。

記

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するため、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
2. 学校の基幹職員である学校事務職員・栄養職員を同制度の対象職員として引き続き堅持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 17 年 7 月 26 日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣